

# 接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第 34 条第 6 項に基づく報告書)

事業年度 自 2023 年 4 月 1 日  
至 2024 年 3 月 31 日

KDD I 株式会社

# 接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

総務大臣 殿

2024年6月28日提出

会 社 名 K D D I 株 式 会 社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 CEO 高橋 誠

本店の所在の場所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

電 話 番 号 (03) 3347-0077

連 絡 者 執行役員 経営管理本部長 明田 健司

接続会計報告書の公表を行うウェブサイトのアドレス

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/accounting/>

## 目 次

	頁
第一部 概要紹介	1
1 報告書の目的	2
2 根拠法令等	2
3 会計処理の基準	2
(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連	2
(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の 接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）	2
4 接続会計財務諸表の構成	3
(1) 貸借対照表	3
(2) 損益計算書	3
(3) 個別注記表	3
(4) 役務別固定資産帰属明細表	3
(5) 移動電気通信役務収支表	3
5 計算結果証明報告の紹介	4
6 第3条第1項ただし書の許可事項	4
第二部 計算結果証明報告	5
1 責任範囲	6
2 証明の基準	6
3 計算結果証明	6
第三部 接続会計財務諸表	9
1 貸借対照表	10
2 損益計算書	12
3 個別注記表	13
4 役務別固定資産帰属明細表	28
5 移動電気通信役務収支表	29
第四部 参考情報	30
1 配賦整理書の紹介及び入手方法	31
2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して 取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額	31
3 特に重要な費用の配賦基準の説明	31
4 用語解説	31
5 その他	32

## 第一部 概要紹介

## 1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第34条第6項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成14年2月7日総務省告示第72号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としております。

※「第二種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 4 用語解説」をご参照ください。

### 【参考】

#### ■事業法第34条第6項

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

## 2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しております。

- ・電気通信事業法  
（昭和59年法律第86号）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則  
（平成23年3月31日総務省令第24号。以下「二種接続会計規則」という。）

## 3 会計処理の基準

### (1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和60年4月1日郵政省令第26号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って会計を整理し、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしております。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

また、財務会計においては発生しない移動電気通信役務と移動電気通信役務以外の電気通信役務との取引については、振替によって整理を行っております。

### (2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

令和6年3月に改訂された「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に基づき、費用、収益及び固定資産を役務の種類に適正に区分して整理するよう、変更しております。

## 4 接続会計財務諸表の構成

### (1) 貸借対照表

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

### (2) 損益計算書

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

### (3) 個別注記表

二種接続会計規則第5条の規定により別表第一に定める個別注記表を作成しております。

### (4) 役務別固定資産帰属明細表

取得価額

役務の種類毎に整理した設備区分別の取得価額を記載しております。

減価償却累計額

役務の種類毎に整理した設備区分別の減価償却累計額を記載しております。

帳簿価額

役務の種類毎に整理した設備区分別の帳簿価額を記載しております。

### (5) 移動電気通信役務収支表

営業収益

役務の種類毎に整理した営業収益を記載しております。

営業費用

役務の種類毎に整理した営業費用を記載しております。

営業費

役務の種類毎に整理した営業費を記載しております。

運用費

役務の種類毎に整理した運用費を記載しております。

施設保全費

役務の種類毎に整理した施設保全費を記載しております。

共通費

役務の種類毎に整理した共通費を記載しております。

管理費

役務の種類毎に整理した管理費を記載しております。

試験研究費

役務の種類毎に整理した試験研究費を記載しております。

減価償却費

役務の種類毎に整理した減価償却費を記載しております。

固定資産除却費

役務の種類毎に整理した固定資産除却費を記載しております。

通信設備使用料

役務の種類毎に整理した通信設備使用料を記載しております。

租税公課

役務の種類毎に整理した租税公課を記載しております。

営業利益

役務の種類毎に整理した営業利益を記載しております。

## 5 計算結果証明報告の紹介

二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しております。

## 6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

## 第二部 計算結果證明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの監査報告書を受領しております。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第40期事業年度の計算書類として、接続会計に準拠して会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しております。当社ホームページの事業報告書及び個別注記表をご参照ください。

<https://www.kddi.com/corporate/ir/ir-library/business-report/>

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月20日

KDDI株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

岩瀬 哲朗

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

岩崎 亮一

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

野村 尊博

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

島袋 信一

## 監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、KDDI株式会社の第40期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表及びそれらの注記（以下「明細表及び収支表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の明細表及び収支表が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）に準拠して作成されているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「明細表及び収支表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項—明細表及び収支表作成の基礎

『明細表の注記事項1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準、並びに収支表の注記事項1. 移動電気通信役務収支表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準』に記載されているとおり、明細表及び収支表は、KDDI株式会社が第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

KDDI株式会社は、上記の明細表及び収支表のほか、2024年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2024年5月7日に会社法の規定に基づく監査報告書を、2024年6月20日に金融商品取引法の規定に基づく監査報告書を発行している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した明細表及び収支表を含む接続会計報告書及び配賦整理書に含まれる情報のうち、明細表及び収支表並びにその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の明細表及び収支表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

明細表及び収支表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と明細表及び収支表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 明細表及び収支表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して明細表及び収支表を作成することにある。また、明細表及び収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない明細表及び収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

明細表及び収支表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき明細表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 明細表及び収支表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、明細表及び収支表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から明細表及び収支表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、明細表及び収支表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 明細表及び収支表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として明細表及び収支表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において明細表及び収支表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する明細表及び収支表の注記事項が適切でない場合は、明細表及び収支表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 明細表及び収支表の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 第三部 接続会計財務諸表

# 1. 貸借対照表

事業者名 KDDI株式会社

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)		
I 固定資産		(4,063,416)	I 固定負債		(877,454)
A 電気通信事業固定資産		(1,832,494)	1. 社債		250,000
(1) 有形固定資産		(1,516,176)	2. 長期借入金		544,000
1. 機械設備	2,812,009		3. リース債務		0
減価償却累計額	2,288,113	523,896	4. 退職給付引当金		3,809
2. 空中線設備	952,856		5. ポイント引当金		12,826
減価償却累計額	665,891	286,965	6. 完成工事補償引当金		5,477
3. 端末設備	8,983		7. 資産除去債務		30,728
減価償却累計額	7,672	1,311	8. 役員株式報酬引当金		2,850
4. 市内線路設備	231,290		9. その他の固定負債		27,764
減価償却累計額	200,588	30,702			
5. 市外線路設備	94,958		II 流動負債		(1,527,516)
減価償却累計額	91,175	3,783	1. 1年以内に期限到来の固定負債		108,000
6. 土木設備	62,866		2. 買掛金		52,368
減価償却累計額	53,051	9,815	3. 短期借入金		609,265
7. 海底線設備	46,892		4. リース債務		10
減価償却累計額	43,888	3,004	5. 未払金		525,679
8. 建物	416,753		6. 未払費用		5,330
減価償却累計額	285,362	131,391	7. 未払法人税等		105,535
9. 構築物	91,951		8. 契約負債		35,557
減価償却累計額	75,354	16,597	9. 前受金		17,089
10. 機械及び装置	4,023		10. 預り金		37,561
減価償却累計額	3,766	257	11. 賞与引当金		17,525
11. 車両	3,195		12. 役員賞与引当金		266
減価償却累計額	2,691	504	13. 資産除去債務		2
12. 工具、器具及び備品	99,849		14. 契約損失引当金		6,992
減価償却累計額	85,429	14,420	15. 災害による損失引当金		2,099
13. 土地		260,602	16. その他の流動負債		4,238
14. 建設仮勘定		232,929	負債合計		(2,404,970)
(2) 無形固定資産		(316,319)			
1. 海底線使用权		352			
2. 施設利用権		14,028			
3. ソフトウェア		287,915			
4. 借地権		1,429			
5. のれん		12,511			
6. その他の無形固定資産		83			
B 附帯事業固定資産		(56,941)			
(1) 有形固定資産	40,265				
減価償却累計額	29,150	11,115			
(2) 無形固定資産		45,826			

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
C 投資その他の資産	(2,173,980)	(純資産の部)	
1. 投資有価証券	305,080	I 株主資本	(3,971,627)
2. 関係会社株式	1,271,862	1. 資本金	141,852
3. 出資金	12	2. 資本剰余金	(305,676)
4. 関係会社出資金	5,742	(1) 資本準備金	305,676
5. 長期貸付金	3	(2) その他資本剰余金	0
6. 関係会社長期貸付金	112,627	3. 利益剰余金	(4,370,378)
7. 長期前払費用	379,396	(1) 利益準備金	11,752
8. 繰延税金資産	72,800	(2) その他利益剰余金	
9. その他の投資及びその他の資産	39,273	固定資産圧縮積立金	677
貸倒引当金	△12,815	特別出資積立金	2,355
II 流動資産	(2,403,189)	別途積立金	3,645,434
1. 現金及び預金	82,333	繰越利益剰余金	710,161
2. 受取手形	3	4. 自己株式	△846,280
3. 売掛金	1,715,034	II 評価・換算差額等	(90,008)
4. 未収入金	321,358	1. その他有価証券評価差額金	90,008
5. 貯蔵品	65,260	純資産合計	(4,061,634)
6. 前渡金	243		
7. 前払費用	44,241		
8. 関係会社短期貸付金	107,733		
9. その他の流動資産	82,852		
貸倒引当金	△15,867		
資産合計	6,466,605	負債・純資産合計	6,466,605

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 2. 損 益 計 算 書

事業者名 KDD I 株式会社

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>I 電気通信事業営業損益</b>		
(1) 営業収益		2,413,845
(2) 営業費用		
1. 営業費	456,392	
2. 運用費	9	
3. 施設保全費	289,590	
4. 共通費	1,970	
5. 管理費	114,378	
6. 試験研究費	4,806	
7. 減価償却費	379,532	
8. 固定資産除却費	22,608	
9. 通信設備使用料	413,679	
10. 租税公課	44,958	
電気通信事業営業利益		1,727,922
<b>II 附帯事業営業損益</b>		685,924
(1) 営業収益		1,269,284
(2) 営業費用		1,305,968
附帯事業営業損失		36,683
営業利益		649,240
<b>III 営業外収益</b>		
1. 受取利息	4,114	
2. 受取配当金	95,004	
3. 為替差益	11,183	
4. 雑収入	28,054	
III 営業外収益		138,355
<b>IV 営業外費用</b>		
1. 支払利息	1,944	
2. 社債利息	1,221	
3. 雑支出	3,453	
IV 営業外費用		6,618
經常利益		780,977
<b>V 特別利益</b>		
1. 関係会社株式売却益	12,349	
2. 投資有価証券売却益	4,155	
3. 固定資産売却益	785	
V 特別利益		17,289
<b>VI 特別損失</b>		
1. 減損損失	5,279	
2. 投資有価証券売却損	139	
3. 投資有価証券評価損	3,061	
4. 関係会社株式評価損	22,458	
5. その他	2,859	
VI 特別損失		33,796
税引前当期純利益		764,470
法人税、住民税及び事業税		193,323
法人税等調整額		8,540
当期純利益		562,607

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

### 3. 個別注記表

事業者名 KDDI株式会社

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

機械設備 主として定率法

機械設備を除く有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備 9年

空中線設備、建物、市内線路設備、構築物、工具器具及び備品  
10年～42年

無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

長期前払費用 定額法

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の

見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年以内）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

#### ポイント引当金

将来の「au Ponta ポイントプログラム」等、一部のポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

#### 完成工事補償引当金

引渡しを完了した海底ケーブル建設工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、保証期間の無償補償見積額に基づき計上しております。

#### 役員株式報酬引当金

取締役・執行役員・理事に対する当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

#### 役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

#### 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

#### 災害による損失引当金

令和6年（2024年）能登半島地震により被害を受けた資産の復旧等に要する見積額を計上しております。

### 4. 収益の計上基準

当社における主要な収益認識基準は、以下のとおりであります。

#### (1) 移動通信サービス

当社の収益は、主にモバイル通信サービスにおける収益と携帯端末販売における収益から構成されております。当社は、お客さまと直接または代理店経由でモバイル通信サービス契約を締結している一方で、携帯端末を主として代理店へ販売しております。

モバイル通信サービスにおける収益は、主に月額基本使用料及び通信料収入（以下「モバイル通信サービス収入」）と契約事務等の手数料収入からなります。モバイル通信サービス収入及び契約事務等の手数料収入は、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき認識しております。また、通信料金の割引については、毎月のモバイル通信サービス収入から控除しております。

なお、モバイル通信サービス収入にかかる取引の対価は請求日から概ね翌月までに受領しております。

また、携帯端末販売における収益（以下「携帯端末収入」）は、お客さま、または代理店に対する携帯端末及びアクセサリー類の販売収入から構成されております。

上記取引の商流としては、当社が代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じてお客さまと通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社がお客さまに対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。それぞれの収益の認識基準は以下のとおりであります。

携帯端末収入については、代理店等に販売後、概ね翌月に受領しております。

#### ① 間接販売

間接販売において、当社が代理店に販売した端末を販売する責任及び在庫リスクは代理店が有していることから、当社は、代理店を本人として取り扱っております。そのため、携帯端末収入は、携帯端末の支配が当社から代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる携帯端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識しております。また、代理店に対して支払う手数料の一部は、代理店へ携帯端末を販売した時点で携帯端末収入から控除しております。

#### ② 直接販売

直接販売の場合、携帯端末収入、モバイル通信サービス収入等は一体の取引であると考えられるため、契約を結合の上、単一の契約として会計処理しております。取引の合計額を携帯端末及びモバイル通信サービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末収入及びモバイル通信サービス収入に配分しております。携帯端末収入に配分された金額は、携帯端末販売時に、モバイル通信サービス収入に配分された金額は、お客さまにサービスを提供した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。

なお、間接販売、直接販売のいずれの場合も、契約事務手数料収入及び機種変更手数料収入は、別個の履行義務とは認識することなく、通信サービスと合わせて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、重要な更新オプションが存在する期間にわたり収益として認識しております。

これらの取引の対価は契約時に前受けする形で受領しています。

また、モバイル通信サービス収入の請求額に応じて、お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムについては、将来の解約等による失効部分を反映したポイントの見積利用度を考慮して算定された交換される特典の独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、お客さまがポイントを使用し、財またはサービスの支配を獲得した時点で、履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

#### (2) 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス収入、データ通信サービス収入、FTTH サービス収入、関連する初期工事費用収入からなります。

上記のうち、初期工事費用収入を除いた収入に関するサービスについては、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益計上しております。また、初期工事費用収入は、残存率を基礎とした見積平均契約期間にわたり、収益を認識しています。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

### (3) 付加価値サービス

付加価値サービスにおける収益は、主に情報料収入、債権譲渡手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入、電力収入等からなります。情報料収入は当社が単独または他社と共同で運営するウェブサイト上でお客さまに対して提供したコンテンツの会員収入であり、コンテンツサービスを一定期間にわたって提供し経過期間に応じて履行義務が充足されます。また、債権譲渡手数料収入は、コンテンツプロバイダー（以下「CP」）の債権を、当社が通信料金と合わせて CP の代わりにお客さまから回収するため、CP から債権を譲り受けることに対する手数料収入であり、当社がその債権を譲り受けた時点において履行義務が充足されます。電力収入は、電力の小売りサービスにおける収入であり、電力サービスを提供した時点において履行義務が充足されます。これらの収入については、お客さまとの契約に基づいて識別された履行義務が時の経過またはお客さまにサービスを提供した時点に基づいて充足されるため、個々の契約内容に基づき、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

当社は、仲介業者または代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益をお客さまから受け取る対価の総額で表示するか、またはお客さまから受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額で表示するかを判断しております。これらの判断にあたっては、当社が契約の当事者として財またはサービスの提供に主たる責任を有しているか、在庫リスクを負っているか、価格決定権を有しているか等を総合的に勘案しております。ただし、総額または純額、いずれの方法で表示した場合でも、営業利益及び当期純利益に影響はありません。

主に、債権譲渡手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入のサービスにおいて、当社は、契約等で定められた料率に基づいて手数料を受け取るのみであり、価格決定権は無く、また、コンテンツサービスを行うプラットフォームを提供するのみであるため、当該サービスについて、お客さまに移転される前に、当社がサービスを支配しておりません。そのため、当社は仲介業者または代理人として位置付けられることから、純額で表示しております。

これらの取引の対価は、履行義務の充足後、概ね1ヶ月から3ヶ月以内に受領しております。

### (4) ソリューションサービス

ソリューションサービスにおける収益は、主に機器販売サービス、エンジニアリングサービス、マネージメントサービスからなります（以下「ソリューションサービス収入」）。ソリューションサービス収入は、履行義務が充足されるお客さまに納品もしくはサービスを提供した時点で、お客さまから受け取る対価に基づき収益を認識しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

### (5) グローバルサービス

グローバルサービスは主にソリューションサービス、携帯電話サービスから構成されております。

携帯電話サービスにおける収益は、携帯端末収入及びモバイル通信サービス収入からなります。携帯端末収入は、携帯端末販売時に、モバイル通信サービス収入は、お客さまにサービスを提供した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### 繰延資産の処理方法

#### 社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度計上額

当事業年度の計算書類に計上した金額は、1,271,862百万円であります。

(2) その他の情報

市場価格のない関係会社株式は、取得価額と実質価額とを比較し、関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、おおむね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、関係会社株式評価損を計上しております。

実質価額に超過収益力を加味する場合には、将来の事業環境について合理的に予測可能な範囲で最善の見積りを行い、経営者によって承認された事業計画に基づき、超過収益力の減少の有無を検討し、それを踏まえて実質価額の著しい低下の有無を判断しております。なお当社は、その際、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出し、超過収益力の減少の有無を検討しており、異なるタイプの収益予想とそれに対する売上原価、販売費及び一般管理費等のコストの変動予想に基づいた事業計画、成長率、及び税引前割引率を主要な仮定として設定しております。

今後の状況の変化によって上記の主要な仮定が変更された場合、翌事業年度以降の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式 768 百万円

(注) 持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電株式会社の当事業年度末における金融機関借入金残高 8,235 百万円に対して、同社株式を担保に供しております。

2. 偶発債務

(1) 卸電力売買契約等に対する保証	8,715 百万円
(2) 事業所等賃借契約等に対する保証	1,651 百万円
(3) 銀行保証に対する連帯保証等	564 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	112,715 百万円
短期金銭債権	441,195 百万円
長期金銭債務	250 百万円
短期金銭債務	595,989 百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

工事負担金等による圧縮記帳累計額 14,644 百万円

5. 貸出極度額の総額及び貸出実行残高

当社は、グループ内の効率的な資金調達及び運用を行うため、関係会社との間で資金支援及び余資預りを行っております。当該業務における貸出極度額の総額及び貸出実行残高は次のとおりであります。

貸出極度額の総額	316,213 百万円
貸出実行残高	94,014 百万円
未実行残高	222,199 百万円

なお、上記業務は、関係会社の財政状態と資金繰りを勘案し、実行しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	323,639 百万円
関係会社に対する営業費用	584,843 百万円
関係会社に対する営業取引以外の取引高	162,446 百万円

2. 減損損失 5,279 百万円

当事業年度において、当社は主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しております。

当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
通信設備、遊休資産等 (東京他)	主として電気通信事業用	機械設備等	5,279

当事業年度において、通信設備の一部を含む稼働率が低下している資産及び遊休資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 5,279 百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、機械設備 4,913 百万円、その他 366 百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。時価の算定は売却見込額等によっており、売却や他への転用が困難な資産は0円としております。

3. 関係会社株式評価損 22,458 百万円

当事業年度において、当社連結子会社である KDDI Summit Global Myanmar Co., Ltd. (以下「KSGM」) が保有するリース債権の回収可能性の判定を行い、当該リース債権の一部について損失評価引当金を認識した結果、KSGM 株式を保有する KDDI SUMMIT GLOBAL SINGAPORE PTE. LTD. (以下「KSGS」) 株式の実質価額に著しい低下があると認められたため、KSGS 株式について関係会社株式評価損 20,814 百万円を特別損失に計上しております。今後のリース債権の回収状況が悪化した場合、翌事業年度の計算書類において、KSGS 株式 13,403 百万円の全部または一部を関係会社株式評価損として追加計上する可能性があります。

またその他に、関係会社株式評価損 1,644 百万円を特別損失に計上しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位：百万円)
繰延税金資産	賞与引当金	6,029
	貸倒引当金繰入超過額	7,108
	ポイント引当額	4,854
	未払費用否認額	1,399
	減価償却費超過額	32,380
	資産除去債務	7,502
	固定資産除却損否認額	1,695
	棚卸資産評価損否認額	1,319
	未払事業税	5,562
	減損損失否認額	10,871
	前受金否認額	935
	関係会社株式評価損	29,113
	その他	21,952
繰延税金資産合計	<hr/> 130,720	
繰延税金負債	退職給付引当金	△15,856
	その他有価証券評価差額金	△39,686
	企業結合における交換利益	△1,455
	その他	△923
繰延税金負債合計	<hr/> △57,920	
繰延税金資産の純額	<hr/> 72,800	

当社は、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度を適用することとなったため、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、グループ通算制度の適用を前提として「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第42号 2021年8月12日）を当事業年度末から適用しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な必要資金は銀行借入により手当てしております。デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社では、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。また、借入金に関しては、営業取引に関わる資金を除き、長期借入金（固定金利）で調達しており、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注) 2参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 売掛金	1,715,034		
貸倒引当金 (※1)	△13,008		
	1,702,026	1,702,026	—
(2) 未収入金	321,358	321,358	—
(3) 有価証券	5,577	5,577	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	249,198	249,198	—
(5) 関係会社短期貸付金 (※2)	94,014		
貸倒引当金 (※1)	△2,859		
	91,155	91,155	—
(6) 関係会社株式	98,371	209,884	111,513
(7) 関係会社長期貸付金 (※3)	126,346	125,436	△909
資産計	2,594,031	2,704,635	110,604
(8) 買掛金	52,368	52,368	—
(9) 短期借入金	609,265	609,265	—
(10) 未払金	525,679	525,679	—
(11) 未払法人税等	105,535	105,535	—
(12) 預り金	37,561	37,561	—
(13) 社債 (※4)	310,000	308,027	△1,973
(14) 長期借入金 (※4)	592,000	583,756	△8,244
負債計	2,232,409	2,222,192	△10,217

※1. 売掛金及び関係会社短期貸付金に係る貸倒引当金をそれぞれ控除しております。

※2. 1年以内に期限の到来する固定資産に含まれている関係会社長期貸付金を除いております。

※3. 1年以内に期限の到来する固定資産に含まれている関係会社長期貸付金を含めております。

※4. 1年以内に期限到来の固定負債に含まれている社債及び長期借入金を含めております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 売掛金、(2) 未収入金、(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

#### (3) 有価証券、(4) 投資有価証券、(6) 関係会社株式

これらの時価については、有価証券（投資信託）は基準価額によっており、株式は取引所の価格によっております。

#### (7) 関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 買掛金、(9) 短期借入金、(10) 未払金、(11) 未払法人税等、(12) 預り金  
 これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(13) 社債、(14) 長期借入金

社債時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。長期借入金の時価については元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 市場価格のない金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 非上場株式等	55,882
関係会社株式 非上場株式等	1,173,491
関係会社出資金	5,742

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
関係会社長期貸付金	13,719	45,785	66,841

(注) 4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
社債	60,000	210,000	40,000
長期借入金	48,000	484,000	60,000
合計	108,000	694,000	100,000

(持分法損益に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	116,851 百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	301,037 百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	9,945 百万円

(注) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額及び持分法を適用した場合の投資利益の金額は、会社計算規則第120条の規定に基づき、指定国際会計基準に準拠したものです。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主（会社等）	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市	635,402	自動車の製造販売	（被所有）直接 12.1%	業務資本提携	自己株式の取得 （注1）	250,000	—	—

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	中部テレコムコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	38,816	中部地方における電気通信事業（固定通信サービス）	所有 直接 80.9%	資金の援助 役員の兼任	資金の借入 （注2）  利息の支払	7,405  104	関係会社 長期借入金  関係会社 短期借入金	—  94,597
子会社	au エネルギー&ライフ株式会社	東京都千代田区	100	au でんきをはじめとする電力小売事業の運営	所有 間接 100%	資金の援助 役員の兼任	料金回収の受託	— （注3）	未払金	69,659
子会社	au フィナンシャルサービス株式会社	東京都港区	7,370	クレジットカード事業、決済代行事業	所有 間接 100%	資金の援助 役員の兼任	決済代行業の委託	— （注4）	未収入金	96,402
子会社	au ペイメント株式会社	東京都港区	496	電子マネーの発行及び販売、電子決済サービスの提供	所有 間接 100%	役員の兼任	管理業務の委託	— （注4）	未収入金	167,541
関連会社	UQ コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区	71,425	電気通信事業（WiMAX サービス、MVNO 事業）	所有 直接 32.3%	資金の援助 役員の兼任	資金の借入 （注2）  利息の支払	35,491  127	関係会社 長期借入金  関係会社 短期借入金	—  132,432

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 自己株式の取得については2023年7月28日開催の取締役会に基づき、公開買付けの方法により買付価格を当社普通株式1株につき3,900円で取得したものであります。

(注2) 資金の貸付・借入については、資金需要の性格に合わせて期間設定し、貸付利率は市場金利を勘案して貸付・借入期間に対応する利率を合理的に決定しております。また、グループ内の効率的な資金運営を目的として行っているため、担保の提供等は受けておりません。なお、資金の貸付・借入の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。

(注3) 未払金に関する取引については、エンドユーザーの利用額であり、同社に対するものではないため、取引金額は記載しておりません。

(注4) 未収入金に関する取引については、エンドユーザーに対する売上であり、同社に対するものではないため、取引金額は記載しておりません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益の計上基準」に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,950円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 265円72銭   |

(注) 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託(以下、信託)が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

なお、当事業年度において信託が所有する期末自己株式数及び期中平均株式数は、1,074,019株、1,114,133株であります。

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

(会社分割)

ケーブルテレビ(以下「CATV」)関連事業のJCOM株式会社への事業分離について

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 JCOM株式会社

事業の内容

- ・CATV局の統括運営を通じた有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業
- ・CATV局及びデジタル衛星放送向け番組供給事業統括

(2) 事業分離日

2024年1月1日

(3) 事業分離の法的形式

当社を吸収分割会社、JCOM株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 分離先企業の名称

JCOM株式会社(以下「JCOM」)

(5) 分離した資産、負債の項目及び金額

資 産		負 債	
項目	帳簿価額(百万円)	項目	帳簿価額(百万円)
流動資産	7,774	流動負債	2,661
固定資産	454	固定負債	1
計	8,228	計	2,661

(6) その他取引の概要に関する事項

当社は、2005年にCATV事業者との提携を開始し、CATVのお客さま向け電話サービスや、CATV向けセットトップボックスを提供するなど、CATVをご利用のお客さまのニーズを踏まえたサービスを提供しています。

本事業分離により、JCOMのCATV事業のサービスやアセットを当社が培ってきた全国のCATV事業者との協力関係を通じて提供するほか、当社の提供する法人向けソリューションサービスを今後はJCOMがCATV事業者と共に地方自治体などに提供します。これにより、CATV業界のさらなる発展と地域社会の共創に貢献し、地域に根差したお客さまサービスの向上を目指していきます。

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

### （重要な後発事象）

#### 1. 株式会社ローソンの持分法適用会社化及び資金の借入について

当社は、2024 年 2 月 6 日に三菱商事株式会社（以下「三菱商事」）との間で、株式会社ローソン（以下「ローソン」）の株券等を金融商品取引法に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」）により取得する旨を定めた基本契約書を締結したことを公表し、2024 年 3 月 28 日より本公開買付けを開始しました。

本公開買付けは、2024 年 4 月 25 日をもって終了し、当社は 2024 年 4 月 26 日付で公開買付報告書を提出しました。本公開買付けの結果、ローソンに対する当社の議決権所有割合が 41.1%となったため、本公開買付けの決済の開始日である 2024 年 5 月 7 日をもって同社を持分法適用関連会社とすることとなりました。

今後、ローソンの株主を三菱商事及び当社のみとするための一連の手続きにより、三菱商事と当社は、ローソンの株式の議決権所有割合をそれぞれ 50.00%ずつとすることを予定しておりますが、これに伴い、ローソンは当社において持分法を適用する共同支配企業となる予定です。

なお、本公開買付けに係る必要資金確保のため、以下の借入を行いました。

- (1) 資金使途：本公開買付けに係る必要資金、付随する諸経費の支払資金等
- (2) 借入先：株式会社三菱 UFJ 銀行
- (3) 借入額：4,050 億円
- (4) 借入金利：基準金利＋スプレッド
- (5) 借入日：2024 年 5 月 2 日
- (6) 借入期間：1 年以内
- (7) 担保の状況：無担保

#### 2. 自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の市場買付けについて

当社は、2024 年 5 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」）を行うことを決議いたしました。

##### (1) 買付け等の目的

当社は、2024 年 2 月 20 日に、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」）より、その所有する当社普通株式の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。検討の結果として、当社は、トヨタ自動車の所有株式数や自己株式の取得後にトヨタ自動車が所有する議決権の数の割合に鑑み、更なる株主還元の強化としての自己株式の取得を行い、そのうち、トヨタ自動車から 49,800,000 株の自己株式を取得することが適切であると考えに至りました。

また、本公開買付けにおける買付け予定数については、トヨタ自動車以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から検討した結果、トヨタ自動車の応募意向株式数の株数に 10%程度を上乗せした株数が適切であると考え、54,780,000 株を上限としております。

以上を踏まえ、当社は、2024 年 5 月 10 日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに 2024 年 5 月 10 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得における取得価額の総額（3,000 億円）から、本公開買付けに基づいて取得された当社普通株式の取得価額の総額を控除した額の取得価額の総額の範囲内で、市場買付けを実施することを決議いたしました。

(2) 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

- ① 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ② 取得する株式の総数 : 87,000,000 株 (上限)
- ③ 取得価額の総額 : 3,000 億円 (上限)
- ④ 取得する期間 : 2024 年 5 月 13 日から 2024 年 10 月 31 日

(3) 自己株式の公開買付けの概要

- ① 買付け予定の株式の種類 : 当社普通株式
- ② 買付け予定数 : 54,780,000 株 (上限)
- ③ 買付け等の価格 : 普通株式 1 株につき 3,896 円
- ④ 株式の取得価額の総額 : 2,134 億円 (上限)
- ⑤ 公開買付け期間 : 2024 年 5 月 13 日から 2024 年 6 月 10 日
- ⑥ 公開買付け開始公告日 : 2024 年 5 月 13 日
- ⑦ 決済の開始日 : 2024 年 7 月 2 日

(4) 自己株式の市場買付けの概要

- ① 買付け予定の株式の種類 : 当社普通株式
- ② 株式の取得価額の総額 : 3,000 億円から本公開買付けによる取得額を控除した額 (上限)
- ③ 買付け期間 : 2024 年 7 月 3 日から 2024 年 10 月 31 日

3. 自己株式の消却について

当社は、2024 年 5 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議し、自己株式の消却を行っております。詳細は以下のとおりであります。

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 : 110,865,892 株  
(消却前の発行済株式総数に対する割合 4.81%)
- (3) 消却日 : 2024 年 5 月 20 日

(参考) 本消却により、当社の保有する自己株式数は発行済株式総数の 5.00%になります。  
消却後の発行済株式総数 2,191,846,416 株  
消却後の自己株式数 109,592,321 株 ※  
※役員報酬 B I P 信託口が所有する当社株式 1,074,019 株を含めて記載しております。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

#### 4. 役務別固定資産帰属明細表

事業者名 KDD I 株式会社

事業年度 自 2023 年 4 月 1 日  
至 2024 年 3 月 31 日

(単位 百万円)

役務の種類	移動電気通信役務							移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計	
	音声伝送役務			データ伝送役務			小計			
	携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計				
電気通信事業固定資産										
有形固定資産										
機械設備	取得価額	114,279	-	114,279	1,899,256	-	1,899,256	2,013,534	798,474	2,812,009
	減価償却累計額	98,407	-	98,407	1,516,885	-	1,516,885	1,615,292	672,821	2,288,113
	帳簿価額	15,872	-	15,872	382,371	-	382,371	398,243	125,653	523,896
空中線設備	取得価額	141,119	-	141,119	807,869	-	807,869	948,989	3,867	952,856
	減価償却累計額	90,517	-	90,517	571,728	-	571,728	662,245	3,646	665,891
	帳簿価額	50,602	-	50,602	236,141	-	236,141	286,743	222	286,965
端末設備	取得価額	20	-	20	219	-	219	238	8,745	8,983
	減価償却累計額	14	-	14	166	-	166	180	7,493	7,672
	帳簿価額	5	-	5	53	-	53	59	1,252	1,311
市内線路設備	取得価額	1	-	1	18	-	18	19	231,271	231,290
	減価償却累計額	0	-	0	17	-	17	18	200,570	200,588
	帳簿価額	1	-	1	1	-	1	2	30,701	30,702
市外線路設備	取得価額	2,247	-	2,247	3,635	-	3,635	5,882	89,076	94,958
	減価償却累計額	1,854	-	1,854	2,976	-	2,976	4,829	86,346	91,175
	帳簿価額	393	-	393	659	-	659	1,053	2,730	3,783
土木設備	取得価額	269	-	269	414	-	414	683	62,183	62,866
	減価償却累計額	160	-	160	246	-	246	406	52,646	53,051
	帳簿価額	109	-	109	169	-	169	278	9,537	9,815
海底線設備	取得価額	-	-	-	-	-	-	-	46,892	46,892
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	43,888	43,888
	帳簿価額	-	-	-	-	-	-	-	3,004	3,004
建物	取得価額	19,998	-	19,998	216,237	-	216,237	236,234	180,518	416,753
	減価償却累計額	13,644	-	13,644	154,938	-	154,938	168,582	116,780	285,362
	帳簿価額	6,354	-	6,354	61,299	-	61,299	67,653	63,738	131,391
構築物	取得価額	6,832	-	6,832	74,054	-	74,054	80,886	11,065	91,951
	減価償却累計額	5,516	-	5,516	61,361	-	61,361	66,877	8,477	75,354
	帳簿価額	1,316	-	1,316	12,693	-	12,693	14,009	2,588	16,597
機械及び装置	取得価額	143	-	143	1,552	-	1,552	1,694	2,329	4,023
	減価償却累計額	124	-	124	1,373	-	1,373	1,497	2,269	3,766
	帳簿価額	18	-	18	179	-	179	197	59	257
車両及び船舶	取得価額	261	-	261	2,832	-	2,832	3,093	102	3,195
	減価償却累計額	218	-	218	2,419	-	2,419	2,638	53	2,691
	帳簿価額	43	-	43	413	-	413	455	48	504
工具、器具及び備品	取得価額	13,581	-	13,581	54,219	-	54,219	67,799	32,049	99,849
	減価償却累計額	11,026	-	11,026	46,264	-	46,264	57,290	28,139	85,429
	帳簿価額	2,554	-	2,554	7,955	-	7,955	10,510	3,911	14,420
土地	取得価額	14,889	-	14,889	161,384	-	161,384	176,272	84,330	260,602
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帳簿価額	14,889	-	14,889	161,384	-	161,384	176,272	84,330	260,602
建設仮勘定	取得価額	25,270	-	25,270	174,110	-	174,110	199,380	33,549	232,929
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帳簿価額	25,270	-	25,270	174,110	-	174,110	199,380	33,549	232,929
有形固定資産合計	取得価額	338,908	-	338,908	3,395,798	-	3,395,798	3,734,706	1,584,450	5,319,155
	減価償却累計額	221,481	-	221,481	2,358,372	-	2,358,372	2,579,853	1,223,127	3,802,980
	帳簿価額	117,427	-	117,427	1,037,426	-	1,037,426	1,154,853	361,323	1,516,176
無形固定資産合計	帳簿価額	94,922	-	94,922	176,520	-	176,520	271,442	44,877	316,319
電気通信事業固定資産合計		212,349	-	212,349	1,213,947	-	1,213,947	1,426,295	406,199	1,832,494

#### 注記事項

1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準

本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年 3 月 31 日 総務省令第 24 号）に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準

電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

## 5. 移動電気通信役務収支表

事業者名 KDDI株式会社

事業年度 自 2023年4月 1日  
至 2024年3月 31日

(単位 百万円)

役務の種類	営業収益	営業費用											営業利益	摘要	
		営業費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	減価 償却費	固定資産 除却費	通信設備 使用料	租税 公課				
移動 電気 通信 役務	音声伝送役務 (携帯電話)	614,554	367,602	167,564	-	30,585	565	35,727	1,225	52,251	2,806	68,718	8,162	246,952	
	データ伝送役務 (携帯電話・ BWA)	1,304,188	940,326	202,657	-	191,261	1,014	64,094	2,511	232,129	15,466	201,217	29,978	363,862	
	小計	1,918,742	1,307,928	370,221	-	221,847	1,578	99,821	3,736	284,379	18,272	269,935	38,140	610,814	
移動電気通信役務 以外の電気通信役務		495,103	419,994	86,172	9	67,744	391	14,557	1,070	95,152	4,336	143,745	6,818	75,109	
合計		2,413,845	1,727,922	456,392	9	289,590	1,970	114,378	4,806	379,532	22,608	413,679	44,958	685,924	

### 注記事項

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日 総務省令第24号）に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準

電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、第二種指定電気通信設備接続会計規則第8条において準用する電気通信事業会計規則第15条に基づく別表第三に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

## 第四部 参考情報

## 1 配賦整理書の紹介及び入手方法

### (1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類「配賦整理書」を作成し、一般に頒布しております。

### (2) 入手方法

当社ホームページの接続会計報告書等より入手できます。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/accounting/>

## 2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

## 3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

## 4 用語解説

### 第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令（電気通信事業法施行規則第23条の9の2第2項）で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第23条の9の2第3項）で規定し、告示（「電気通信事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（令和元年総務省告示第181号））で指定された次の電気通信設備。

- 1 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第3項第1号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものを除く。）
- 2 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第3項第1号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第3項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2号から前号までに掲げるものを除く。）

### 役務の種類

二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

### 直課

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

### 配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産価額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

## 5 その他

当社は、二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ その他（移動電気通信役務のうちデータ伝送役務の中のひとつの役務）